

岩手県告示第413号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、大船渡市の地籍調査を平成21年4月15日次のとおり国土調査として指定した。

平成21年4月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査を行う者の名称 大船渡市
- 2 調査地域 大船渡市猪川町字長谷堂、富岡、中井沢、轆轤石、下権現堂、前田の各一部、猪川町字長洞
- 3 調査期間 平成21年4月15日から平成22年3月31日まで